

監査公告第 19 号

定期監査結果に基づき教育委員会が講じた措置の公表

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定による定期監査の結果に基づき講じた措置について、教育委員会から報告がありましたので同条第 14 項の規定によりその内容を別紙のとおり公表します。

令和 3 年 1 月 26 日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 林 茂信

教育委員会事務局定期監査結果にかかる措置報告

監査結果（抜粋）

監査意見

- ・いじめ問題に対する体制について、次のとおり意見を付す。

学校教育現場に於ける「いじめ」の問題は子供の将来を考えると慎重に対処しなければならない。また、加賀市の教育行政の信頼を損なうことは加賀市民の福祉のためにもあってはならない。為に、法律及び条例でこの問題に対処するための諸制度が定められていることは周知のことである。教育現場におかれては法律及び条例の趣旨を十分理解して、早期に問題を解決するための体制をあらためて検証し、今後いじめに関する問題が生じることのない教育環境を実現すべく更に尽力してもらいたい。

対 応

校長研修会において、各学校のいじめ防止対策に関する取組（各種アンケート調査、個人面談、スクールカウンセラーの活用、いじめ対応アドバイザーによる学校訪問等）の継続と体制の検証について周知し、生徒指導研修会の実施など学校、関係機関、市教育委員会とが連携して取り組んでまいります。